

消費税軽減税率制度説明会のご案内

中津税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、是非、お越しください。

- ◎ 消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。
- ◎ 軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

【開催日時・会場等】

| 日 時 | 会 場 | 備 考 |
|---------------------------------|----------------------|----------------------|
| 平成29年11月1日(水) 14時00分~15時00分 | 中津税務署 (中津合同庁舎 3階) | ・ 座席数30席 ・ 要事前申込み |
| 平成29年11月2日(木) 14時00分~15時00分 | 中津税務署 (中津合同庁舎 3階) | ・ 座席数30席 ・ 要事前申込み |
| 平成29年11月13日(月) 14時00分~15時00分 | 中津税務署 (中津合同庁舎 3階) | ・ 座席数30席 ・ 要事前申込み |

- ◎ 会場の席数に限りがございますので、参加の際は10月27日(金)17時までに下記の窓口へお申込み願います。

《申込み・お問合せ窓口》

中津税務署 総務課 (TEL 0979-22-3111 (代表))

※ 税務署にご連絡の際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。